

令和2年度小矢部市人事行政の運営等の状況

小矢部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年小矢部市条例第2号）第6条の規定に基づき、令和2年度における小矢部市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部項目については、令和3年4月1日現在の状況等を公表します。

令和3年10月29日

小矢部市長 桜井 森 夫

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（各年4月1日現在）

（単位：人）

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和3年	令和2年		
一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0	
	総務企画・税務	70	71	△1	人員配置の見直し
	民生・衛生	98	100	△2	定年退職・早期退職によるもの
	商工・労働	6	6	0	
	農 林 水 産	21	20	1	人事交流終了によるもの
	土 木	13	15	△2	大型事業終了によるもの
	小 計	213	217	△4	
特 政 別 部 行 門	教 育	23	25	△2	定年退職と人員配置の見直しによるもの
	小 計	23	25	△2	
公 会 営 計 企 業 等 部 門	水道・下水道	14	14	0	
	そ の 他	9	9	0	
	小 計	23	23	0	
合 計		259	265	△6	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを
含み、再任用短時間職員、臨時的任用職員、非常勤職員及び会計年度任用職員を除いています。

（参考）・再任用短時間職員数9人（任期付短時間職員含む）

・会計年度任用職員31人

（令和3年4月1日現在）

(2) 採用の状況（令和2年度）

①令和2年度の新規採用者数は、14人です。

※ 「新規採用者数」とは、令和2年度に新たに小矢部市の職員として採用され、各任命権者の部に配属された者の数であり、ほかの自治体からの出向者、育児休業代替任期付職員などを含み、再任用短時間職員、臨時的任用職員、非常勤職員を除いています。

（参考）再任用短時間職員の採用数 4人

(3) 昇任等の状況（令和2年度）

①令和2年度の昇任等の状況は、次のとおりです。

一般職員 31人（部長級：4人、次長級：3人、課長級：5人、
課長補佐級：5人、主査級：6人、主任級：9人）

※（ ）内は昇任後の階層等毎に分類したもの

(4) 退職の状況（令和2年度）

①令和2年度の退職者数は、11人です。

※「退職者数」には、令和2年度に小矢部市職員の身分を失った者の数であり、他の自治体への出向戻し、育児休業代替任期付職員の退職を含み、再任用短時間職員、臨時的任用職員、非常勤職員の退職を除いています。

（参考）再任用短時間職員の退職数 4人

(5) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

≪行政職≫

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	43	17.8	主事	37	158	65.3	係員級
				技師	6			
				計	43			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	69	28.5	主事	65	29	12.0	主査級
				技師	4			
				計	69			
3級	主任の職務	46	19.0	主任	46	30	12.4	課長補佐級
				計	46			
4級	主査の職務	29	12.0	主査	29	19	7.9	課長・次長級
				計	29			
5級	本庁又は委員会等の事務局の課長補佐の職務	30	12.4	課長補佐	30	6	2.4	理事・部長級
				計	30			
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長 2 次長の職務 3 会計管理者の職務	19	7.9	課長	12	19	7.9	理事・部長級
				稲葉山牧野場長	1			
				次長	4			
				会計管理者	1			
				教育委員会事務局次長	1			
計	19							
7級	部長、教育委員会事務局長、議会事務局長の職務	6	2.4	部長	4	6	2.4	理事・部長級
				教育委員会事務局長	1			
				議会事務局長	1			
				計	6			
合計		242	100					

《企業職》

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	3	21.5	主事	1	9	64.3	係員級
				技師	2			
				計	3			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	3	21.4	主事	2	9	64.3	係員級
				技師	1			
				計	3			
3 級	主任の職務	3	21.4	主任	3	9	64.3	係員級
				計	3			
4 級	主査の職務	2	14.3	主査	2	2	14.3	主査級
				計	2			
5 級	課長補佐の職務	2	14.3	課長補佐	1	2	14.3	課長補佐級
				計	1			
6 級	課長又は次長の職務	1	7.1	課長 次長	1	1	7.1	課長・次長級
				計	1			
7 級	部長又は理事の職務	0	0.0	部長 理事	0	0	0.0	理事・部長級
				計	0			
合計		14	100					

《技能労務職》

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	1 技能職員の職務 自動車運転手、調理員、技士、事務員	1	33.3	技士	1	2	66.6	係員級
	計			1				
2 級	1 相当の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする労務職員の職務			計	0			
	3 級			1 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする労務職員の職務	1			
計		1						
4 級	主任の職務	1	33.4	主任調理員	1	1	33.4	主任級
				計	1			
合計		3	100.0					

2 職員の人事評価の状況

(1) 評価対象者

正規職員（派遣職員、再任用職員を除く。）

(2) 評価基準日及び評価対象期間

①評価基準日

- ・能力評価 9月1日
- ・業績評価 9月1日（前期）、2月1日（後期）

②評価対象期間

- ・能力評価 10月1日～翌年9月30日
- ・業績評価 4月1日～9月30日（前期）、10月1日～翌年3月31日（後期）

(3) 評価方法

・能力評価

職員の職務上の行動等を通じて発揮した能力を把握します。

職層に応じた標準職務遂行能力に照らし、職員が実際に職務上とった行動がこれに該当するかどうかを評価します。

・業績評価

職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握します。

3つの目標を設定し、自己評価を行います。評価者は、自己評価内容及び実績等から評価します。

3 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (R3.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 31年度の 人件費率
R2年度	人 29,459	千円 18,445,790	千円 325,083	千円 2,237,686	% 12.1	% 12.1

※1 普通会計とは、公営企業を除く市事業全般を行うための会計をいいます。

※2 人件費には、一般職員に支給される給与・共済費及び市長・議員等に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
R2年度	人 280	千円 938,383	千円 134,053	千円 325,388	千円 1,397,824	千円 4,992

※1 職員手当には、退職手当を含みません。

※2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	296,401 円	359,564 円	41.9 歳
技能労務職	263,466 円	266,766 円	59.2 歳

※1 「一般行政職」とは、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職、教育職を除く職員です。（以下同じ）

※2 平均給与月額とは、給料月額に扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当等の諸手当を加えたものの平均月額です。

(4) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		小矢部市	富山県
		決定初任給	決定初任給
一 般 行 政 職	大学卒	182,200 円	188,700 円
	高校卒	150,600 円	154,900 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒		264,500円	312,700円	369,500円
	高校卒		該当なし	226,100円	該当なし
技能労務職	高校卒		該当なし	該当なし	該当なし
	中学卒		該当なし	該当なし	該当なし

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいうものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任	主査	課長補佐	次長課長	部長理事	
職員数	人 20	人 30	人 33	人 12	人 25	人 18	人 6	人 144
構成比	% 13.9	% 20.9	% 22.9	% 8.3	% 17.3	% 12.5	% 4.2	% 100

※1 小矢部市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状況

区分	小矢部市			富山県		
	期末手当 勤勉手当	(令和2年度支給割合)			(令和2年度支給割合)	
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期		1.300月分	0.950月分	6月期	1.300月分	0.950月分
12月期		1.250月分	0.950月分	12月期	1.250月分	0.950月分
計		2.55月分	1.9月分	計	2.55月分	1.9月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有		

※ 期末手当の月数は給料及び扶養手当を基礎とする月数をいい、勤勉手当の月数は給料を基礎とする月数をいいます。

区 分	小 矢 部 市			富 山 県		
退職手当	(令和3年4月1日支給率)			(令和3年4月1日支給率)		
		自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	26.3655月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	その他加算措置 定年前早期退職特例 措置（2%～20%加算）			その他加算措置 定年前早期退職特例 措置（2%～45%加算）		
		自己都合	勸奨その他			
1人当たり 平均支給額	409 千円	18,586 千円				

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

特殊勤務手当 (令和2年度)	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		32.4 %
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		6,578 円
	手当の種類（手当数）		5 種類
	代表的な 手当の 名 称	支給額の多い手当	牧野作業手当 伝染病作業手当
	多くの職員に支給されている手当	伝染病作業手当 市税等徴収手当	

時 間 外 勤 務 手 当	令和元年度	支 給 総 額	57,365 千円
		職員1人当たり支給年額	356 千円
	令和2年度	支 給 総 額	62,971 千円
		職員1人当たり支給年額	375 千円

※ 令和2年度職員1人当たり支給年額
 = $\frac{\text{令和2年度支給総額（普通会計）}}{\text{令和2年4月1日職員数（管理職を除く普通会計職員）}}$

(令和3年4月1日現在)

区分	内 容	県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容
扶養手当	(1) 扶養親族1人につき6,500円、ただし子は10,000円 (2) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	異なる	○県の制度 (1) 扶養親族1人につき行政職給料表7級以下は6,500円、8級は3,500円、ただし子は10,000円 (2) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算
住居手当	借家等 ①家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 11,000円+(家賃-27,000円)÷2 (最高限度額28,000円)	異なる	○県の制度 借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)÷2 (最高限度額28,000円)
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円~31,600円	異なる	○県の制度 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円~34,890円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて22,000円~66,400円を支給	異なる	○県の制度 管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて146,400円以内を支給
管理職員特別勤務手当	(1) 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000~8,000円 6時間超の場合 6,000~12,000円 (2) 管理職手当支給対象職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に2,000~4,000円支給	異なる	(1) 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000~12,000円 6時間超の場合 6,000~18,000円 (2) 管理職手当支給対象職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に2,000~6,000円支給
単身赴任	公務を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の	同じ	

手当	疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員に支給 月額 30,000 円+加算額 (※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100km 以上の場合に上限 70,000 円を加算		
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×時間数	同 じ	
宿日直手当	本来の勤務に従事しないで行う外部との連絡、文書の收受、庁内の監視 4,400 円/回 (勤務時間 5 時間以内は 2,200 円/回) 稲葉山牧野の牛の飼育のための勤務 5,300 円/回 (勤務時間 5 時間以内は 2,650 円/回)	異なる	庁舎・設備の保全等 6,800 円 福祉施設における管理監督 7,400 円 医療当直看護師等 6,900 円 医師 21,000 円

(8) 特別職の報酬等の状況

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

区 分		給料・報酬月額	区 分		令和 3 年度支給割合
給 料	市 長	830,000 円	期 末 手 当	市 長	6 月期 1.675 月分 1 2 月期 1.675 月分 計 3.35 月分
	副市長	710,000 円		副市長	
	教育長	610,000 円		教育長	
報 酬	議 長	445,000 円		議 長	加算措置 40%
	副議長	390,000 円		副議長	
	議 員	360,000 円		議 員	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

令和 3 年 4 月 1 日現在の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤 務 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
休 憩 時 間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

※ 1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員 (各種施設等) は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

※ 2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申し出により、休憩時間を 45 分以上 1 時間未満とすることができます。

(2) 休暇制度の取得状況

職員の休暇制度については、小矢部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則に基づいて定められており、主な休暇制度の状況は次のとおりです。

区 分	休暇(休業)期間等 (1年あたり)	令和2年 (R2.1.1~R2.12.31) の取得状況	
		市長部局等	
年次休暇	20日	平均	6.6日
夏季休暇	5日以内	平均	3.9日
ボランティア休暇	5日以内	取得者	0人
看護休暇	5日以内	取得者	19人
育児時間	1日を通じて90分以内	取得者	11人
病気休暇	原則90日以内	取得者	11人
介護休暇	6月以内	取得者	0人
育児短時間 勤 務	子が小学校就学の始期に達するまでの 期間で希望する勤務形態を選択	取得者	1人

5 職員の休業に関する状況

職員の休業制度については、地方公務員法、地方公務員の育児休業等に関する法律等に基づいて定められており、主な休業制度の状況は次のとおりです。

区 分	休業期間等 (1年あたり)	令和2年 (R2.1.1~R2.12.31) の取得状況	
		市長部局等	
育児休業	子が3歳に達する日までの期間	取得者	17人
育児部分休業	子が小学校就学の始期に達するまでの 期間で、始業時又は終業時、1日を通 じて2時間以内	取得者	0人
自己啓発等 休 業	在職期間、勤務成績等の条件を満たす 職員で、3年以内	取得者	0人
配偶者同行休業	配偶者が外国で勤務等をし、共に外国 で生活する場合において、3年以内	取得者	0人

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

令和2年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 級	合 計
市長部局等	0人	0人	5人	0人	5人

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

令和2年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
市長部局等	0人	0人	0人	0人	0人

※ 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

令和2年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免 除 の 事 由	承認件数
研修を受ける場合	0件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	4件
その他任命権者が特に必要と認める場合	27件
合 計	31件

※ 市職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可の状況

令和2年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許 可 の 基 準	許可件数
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	90 件

※ 市職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

8 職員の退職管理の状況

令和2年度の退職者の再就職の状況については、次の表のとおりです。

	退職者数	再就職者数				
		市（特別職・再任用ほか）	市出資法人（50%以上）	民間企業	その他の団体	
市長部局等	11	7	4	1	0	2
教育委員会	3	3	2	1	0	0
合計	14	10	6	2	0	2

9 職員の研修の状況

令和2年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

市長部局等

区分	研修名	修了者数	開催期間
一般研修 (階層別 研修) 計 98 人	新任職員研修	14	3 日
	新任職員研修Ⅱ	14	1 日
	新任職員研修【前期】	14	2 日
	新任職員研修【後期】	14	1 日
	中堅職員基礎課程研修	15	1 日
	中堅職員継続課程研修	3	2 日
	新任係長研修	6	2 日
	現任係長研修	6	2 日
	新任主幹研修	6	2 日
	新任所属長研修	3	2 日
	現任課長研修	3	2 日

区分	研修名	修了者数	開催期間
一般研修 (専門 研修) 計 18 人	議会答弁書作成向上研修	1	1 日
	ディズニーから学ぶホスピタリティ研修	1	1 日
	パソコン研修【Access2013 基礎】	1	1 日
	パソコン研修【Excel2013 データ集計・分析編】	3	1 日
	令和2年度選挙事務の実務研修	2	1 日
	接遇研修	10	1 日

区分	派遣機関、研修名等	修了者数	開催期間
派遣研修 計 6 人	令和2年度基礎技術研修	1	5 日
	土木部技術職員研修	1	1 日
	土木部技術職員研修（中級）	2	1 日
	大型免許取得教習（技能教習）	1	3 週間
	障がい者スポーツ指導員養成講習会（初級）	1	2 週間

区分	研修名	修了者数	開催期間
その他 研修 計 240 人	接遇研修（会計年度任用職員）	33	半日
	接遇研修（正規職員）	23	半日
	メンタルヘルス研修	118	半日
	人事評価者研修	44	半日
	ゲートキーパー研修	22	半日

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の安全衛生関係及び利益の保護の状況

労働安全衛生法に基づき、各種健康診断を実施しています。

○健康診断実施状況

・令和2年度 決算額 1,549千円

健康診断名称	対象者	実績等
定期健康診断	全職員（一部臨時職員含む）	306人

○メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策

・令和2年度 決算額 196千円

区分	内容	実績等
メンタルヘルス対策	ストレスチェック診断（全職員対象） カウンセリング	325人

(2) 厚生制度

職員の掛金によって運営する互助会が主体となり、職員の勤務能率の向上や健康増進などを目的とする厚生事業を行っています。

○小矢部市職員互助会による、職員に対する厚生事業

・令和2年度 決算額 1,824千円（公費負担率0%）

・会員掛金 給料月額 × 0.2% × 12月

・会員掛金で運営している事業

事業名称	事業概要、対象者	内 容	実 績
結婚祝金	結婚した者	30,000円	4人
出産祝金	出産した者(妻が出産した者含)	20,000円	9人
香典+花輪	会員本人が死亡	200,000円+花輪	0人
香典+花輪	配偶者が死亡した者	30,000円+花輪	0人
花輪	同居の家族等が死亡した者	花輪	11人
病気見舞金	1週間以上の入院等のとき	10,000円	5人
退職記念品	退職者	ギフトカード 別途計算	15人
永年勤続記念品	勤続30年及び20年の者	ギフトカード 30年:5万円 20年:3万円	9人
クラブ活動助成金	クラブ活動の運営助成	別途計算	5クラブ
人間ドック助成金	人間ドック利用者	5,000円限度	22人
通信教育助成金	通信教育修了者	3,000円限度	0人
インフルエンザ予防接種助成金	インフルエンザ予防接種利用者	1,000円限度	96人

(3) 共済制度

職員の共済組合制度は、地方公務員等共済法に基づき、組合員(職員)とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として富山県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

○共済組合の事業

・共済組合には、法令に基づき、令和2年度負担金275,472千円を支出しました。

短期給付事業…組合員とその家族の病気・けが・出産に対して必要な給付を行うもの。
 長期給付事業…組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行うもの。
 福祉事業 …組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付けなどを行うもの。

8 勤務条件に関する措置の状況

なし

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

なし